

## 1 気候変動適応法の改正【R6年4月全面施行】

### (1) 熱中症特別警戒情報の創設



- ・現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法に位置づけ
- ・さらに一段上の「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」を創設

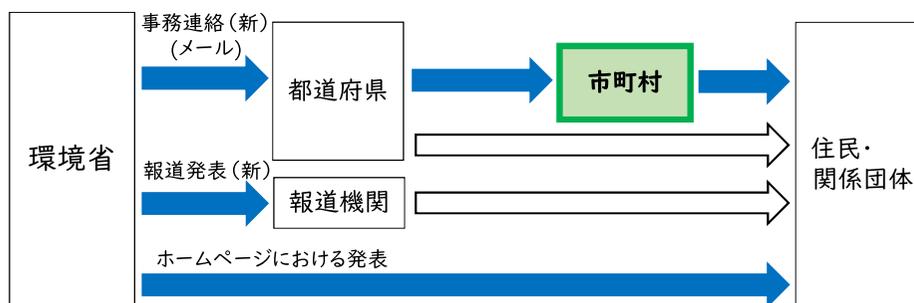
	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)
位置づけ	個々人が最大限の予防行動を実践できるよう国、地方公共団体等、 <u>全ての主体</u> で支援	熱中症の危険性に対する気づきを促す
発表基準	県内の暑さ指数情報提供地点(県内20か所)の <u>全て</u> で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>35</u> に達する場合	県内の暑さ指数情報提供地点(県内20か所)の <u>いずれか</u> で、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>33</u> に達する場合
発表時間	原則、前日の10時時点における翌日の予測値で判断し、 <u>前日14時</u> に発表	原則、前日17時及び当日5時時点における予測値を基に発表

➢ 全国で「熱中症特別警戒情報」の発表基準に該当する事例は、これまでない

#### < 伝達経路 >

青矢印 → : 法に基づく情報の流れ

#### 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)の場合



・上記のほか、環境省の発表を受け関係省庁が様々なルートやツールにて呼びかけを実施(法に基づかない対応)

#### 熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)の場合



・上記のほか、気象庁から都道府県、報道機関を通じて呼びかけを実施(法に基づかない対応)

### (2) 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)制度の創設

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村長は、適切な冷房設備を有し、受入可能とする人数に応じた空間が適切に確保されている施設を指定暑熱避難施設として指定し、開放可能日、時間帯等を公表

- 公民館、図書館等の公共施設や、スーパー、薬局等の民間施設などを指定
- 熱中症特別警戒情報の発表時は、公表した開放可能日及び時間帯に一般に開放(特別警戒情報の発表の有無に関わらず、一般に開放することは差し支えない)

先行して実施している自治体の例



冷水・お茶の提供  
(東京都新宿区)



受入空間の確保  
(埼玉県熊谷市)

### (3) 熱中症対策普及団体制度の創設

市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等(NPO等)を熱中症対策普及団体として指定

- 独り暮らしの高齢者等に対する、地域における見守りや声掛けなど、地域の実情に合わせた普及啓発の実施

## 2 県の主な取組み

- 各部局連携による熱中症対策推進のための庁内体制整備(県熱中症対策会議の設置等)
- 熱中症予防等に係る県民・関係団体等への普及啓発・注意喚起
- 指定暑熱避難施設制度、熱中症対策普及団体制度の周知(クーリングシェルターWEBマップの公表等)

## 3 市町村の主な取組み

- 熱中症対策のための庁内体制整備
- 住民等への熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供
- 危険な暑さから避難できる指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定・公表
- 熱中症対策の普及啓発に取り組む熱中症対策普及団体の指定